

第27号

公益社団法人 秋田被害者支援センターだより



発行日 平成29年3月15日
発行者 公益社団法人秋田被害者支援センター
理事長 内藤 徹
住 所 〒010-0922
秋田市旭北栄町1番5号
秋田県社会福祉会館本館4階
TEL 018-893-5935 FAX 018-893-5938
URL <http://www.av.s.or.jp>



気になる権利の構造とその意義

(公社)秋田被害者支援センター
副理事長 那波 三郎右衛門

一年を振り返り見るに気になる事は、多数決の原理と民主政治の有様です。EU離脱の英国やトランプ大統領の政権獲得、ほぼ拮抗しながら片方に軍配が上がった国民投票の結果であります。これはまさしく民主主義の仕組みにほかなりません。一方我が国では「安保法制」が国会で決議されると、あれだけ騒ぎに騒ぎ悪口雑言をまき散らしかつ国会前でのデモも、あの方々はその後一切音も出さなくなっています。これも民主主義が浸透している国民だからなのでしょう。英米に倣っているのか、否む、日本独自の知性のなせることでしょうか。しかし先頃、日弁連の総会にて「死刑廃止」を決議しました。その柱の一つに、欧米先進国には死刑制度がないとの理由も付け加えられています。私は違和感を強く感じました。勿論、日弁連会員の中には反対をした方々も多数いることも同時に報道されています。多数決で決議されたのです。民主的に粛々と決議したのです。そのことの議論は我々この世界に身を置いているものとしては、多角的複眼的に整理すべきと覚悟しているところであります。法理論のみや情緒的であってはいかんことと心しなければなりません。「基本的人権」「平和主義」「国民主権」の三つの柱は憲法の根幹です。この精神は尊重されることは勿論であります。「基本的人権」に於いてをや知性の澄んだ眼で透視すれば自ずと見えてくるものではないでしょうか。犯罪者も被害者も同一の人権を有しています。しかしいったん犯罪を犯せば同一ではなくなります。冤罪を出さないための事のみではないにしても、あまりに隔たりの有る方策ではないのかと、非法曹界の者は浅はかに考えてしまいます。よいお知恵を授けてください。

一人で悩まないで、まずはお電話をおかけください。

【相談電話】

☎ 0120-62-8010 ☎ 018-893-5937

相談無料
秘密厳守

月曜日～金曜日 午前10:00～午後4:00
(祝日・年末年始を除く)

秋田県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体 公益社団法人 秋田被害者支援センター

支援活動に関わって思うこと

秋田被害者支援センター 犯罪被害相談員 佐々木 桂子

安全で安心して暮らせる地域社会、子供達が健やかに育つ地域社会の実現はすべての人の願いです。

事件・事故が起きるたびに被害者支援が叫ばれてきました。2005年「犯罪被害者等基本法」が施行され、その中で「被害者の尊厳は重く、尊厳にふさわしい処遇を保障する権利を有する」と規定され、被害者は社会全体で支えなければならないと謳われました。

私は秋田被害者支援センター設立当初から関わりましたが、当初は電話対応だけでした。2005年早期援助団体になりまして、支援活動が面接・直接支援・自助グループ支援等に拡大され、本格的な被害者支援の始まりと受け止めております。

16年間被害者に関わりましたが、支援した当初は被害者になるとどのようになるのかよく理解することができませんでした。関わっていく中で、被害に遭遇すると被害者は精神的・肉体的・経済的・社会的に大変なダメージを受け、なかなか元の生活に戻ることができず、悲しみ、苦しみ、辛さを抱え一生苦悩の日々を送っていることを知りました。

初めて裁判傍聴付添支援をしたあの光景は今も目に浮かびます。それは交通事故でたった一人の息子さんの命を奪われた母親の証言台での言葉です。



毎月1回実施の支援員研修風景

「私は突然の息子の死を受け止めることができません」「息子ばかりか私達夫婦も殺されたも同然です」と言って証言台で泣き崩れました。あの時の法廷は加害者を弁護している弁護士の先生は天井をずっと仰いまま、傍聴席からは嗚咽の声…大変辛い1日でした。この加害者の女性には5年近い実刑判決が言い渡されました。加害女性の幼い5人の子供達が母親と離ればなれの生活を送らなければならない現実。何よりも親の愛情が必要な時期の子供達のことを思い、胸が熱くなり、被害者にも加害者にもなってほしくないという思いでの支援でした。

私が被害者に接する時の留意点として

- ※信頼関係の構築のためには、表情、身なり、言動に気を付ける。
- ※心情に共感をしながら傾聴に努める。
- ※守秘義務を伝え、安心してお話をさせていただく。
- ※価値観の押し付けはしない。

等に配慮しながら接しております。

様々な被害者の支援をしてきましたが、相談者が常に望んでいる「安全・安心」を確保するためには、よく耳を傾け、相談内容、要望等を正確に把握することが大切です。また被害の受け止め方は一人ひとりみんな違いますので、きめ細かな支援を推進することも必要です。

私が初めて研修を受けた時の先生の「被害者に共感しながら傾聴できるためには知識と教養が必要である」との言葉に、学ぶ姿勢の大切さを痛感しました。これからも日々研鑽を積み、知識や情報技法等身につけ被害者に寄り添いたいと思います。

犯罪被害者支援功労者表彰 「栄誉賞」受賞

平成28年10月「全国犯罪被害者支援フォーラム2016」において、多年に渡り支援活動に尽力し、特に顕著な功労があったと認められる犯罪被害者支援功労者表彰で「栄誉賞」を、齊藤律子犯罪被害相談員が受賞しました。秋田では3人目の快挙です。センター設立以来、相談・直接的支援や自助グループ支援などに積極的に取り組んでこられました。現在は、研修室長として、その豊富な経験と知識を生かし、新人育成にあたっております。

受賞によせて

私は今から40年以上前、当時20歳の兄を不慮の事故で亡くしました。現実感がないのに、涙が突然でてくる等どうしたら良いのか分からない日々が続きました。思えばこの事が、被害者支援ボランティアを始めたきっかけかもしれません。今後も「私は今被害者の気持ちに寄り添っているのか」を、常に自分に問い続けていこうと思います。

齊藤 律子(犯罪被害相談員)



インタビュー 応援しています

今回は、仙北市田沢湖生保内の佐藤建設株式会社 取締役会長 鬼川慈郎氏を訪問しお話を伺いました。

佐藤建設株式会社は、現取締役会長鬼川氏入社当時は、従業員は先代社長ご夫婦など少人数でしたが、現在は作業員を含め52名の従業員、協力会社社員を加えると約100名を数える、土木工事を主に建設・建築一般など多岐に渡っての事業を展開されています。

また、秋田被害者支援センターが社団法人となった平成15年から、法人の賛助会員となられ長年にわたってセンター活動を支えてくださっています。



賛助会員になられたのはどう きっかけですか

詳しくは覚えていないが、交通事故や犯罪被害者などに対する支援団体があることを知り、知人を通じて入会した。

鬼川取締役会長は、工事施工にあたっては、よく下請けという言葉が使われていますが、この言葉が嫌いだとおっしゃっていました。自分達だけではできない事をお願いしているのだからと、社内では協力会社と呼ぶようにしているそうです。いかにもお人柄が感じられた言葉でした。

また、センターで活動資金のために募金箱やセンターロゴマーク入りの自動販売機の設置をお願いしていることを知り、特別なことをするわけではない、できることをするだけと快く引き受けてくださいました。事務所内の机の上に置かれた募金箱は、従業員の方々などの篤志でいつもいっぱいです。

当センターに対する思いをお聞かせください

入社以来ずっと安全運転管理者協会に関わってきたが、これまで交通事故で被害に遭われた方やご遺族の姿を数多く目にしてきた。これからは地域住民の安全を守るため、特に子供達が交通事故に遭わないように運動を続けていきたい。

是非、今後も引き続き、交通事故被害者やご遺族の方などに寄り添って、安心感を与えていただきたい。



予定時間を超過してお話の一つひとつに、ぐいぐい引き込まれるものを感じ、あたたかな気持ちの時間を過ごすことができました。お忙しい中、本当にありがとうございました。

温かなご賛助・ご寄付に厚く御礼申し上げます。

今後とも引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

寄付金 賛助会員

【一般寄付金】

- (株)アベックス ●(株)伊藤園 ●大館ヤクルト販売(株) ●サントリービバレッジサービス(株)
- (株)サン・ベンディング東北 ●(株)ジャパンビバレッジ東北 ●(株)菅生商店 ●ダイドードリンコ(株)
- みちのくキャンティーン(株) ●みちのくコカ・コーラボトリング(株) ●横手ヤクルト販売(株) ●(株)リユーバ
- (一社)秋田県損害保険代理業協会中央支部 ●秋田地区事業主交通安全推進協会 ●秋田中央地区安全運転管理者協会
- (株)英雄 ●富岡 浩樹 ●北都銀行職員組合 ●岡部 晶子

【会社・団体等】

- パッケージプラザ由利本荘店
- 大館ロータリークラブ
- (株)英明工務店

(敬称略・順不同)
(平成28年8月～29年2月まで)

【個人会員】

- 西村 幸子

※氏名の公表に同意頂いた方々のみ掲載させていただきました。賛助会員様は新規にご加入頂いた方だけの掲載です。
※お名前の表記等に誤りがございましたら、お手数をおかけしますがご連絡をいただければ幸いです。

「県民のつどい」(主催・秋田県)を開催

犯罪被害者等の置かれている現状や支援の必要性について理解を深めていただくため、犯罪被害者週間(11月25日～12月1日)にあわせて、秋田拠点センターアルヴェを会場に「県民のつどい」を開催しました。当日は、200人の方が会場を訪れ、被害者遺族の講演や、中学生・高校生による作文の朗読に耳を傾けました。また、ミニ・生命のメッセージ展やご遺族の思いが綴られたメッセージボードの言葉に心を寄せてくださいました。



「最愛の家族を突然失って」と題した講演では、にいがた被害者支援センター理事の中曽根えり子さんが、当時7歳だった息子を事故で失った日のこと、その後におそってきた様々な苦しみの中から、「息子の命を無駄にたくない」という思いがそれを上回り、現在の被害者支援の活動に繋がっているそうです。被害者支援の必要性や、同じ悲劇を繰り返さないでほしいと呼びかけました。

「命の大切さ学習教室」作文コンクール

県警が主催する「命の大切さ学習教室」で、犯罪被害によって子供さんを亡くされたご遺族による講演を聞き、家族の絆や命の大切さ、被害者支援に関する思いを綴った作文の中から、中学生・高校生の各部において最優秀賞を受賞されたお二人の作文を紹介します。

「祖母への報告」

横手市立横手南中学校2年
環貫 凜



私は祖母のことが大好きです。私のことを第一に考えいつも寄り添ってくれるとても優しい祖母でした。しかし、私が小学一年生の時、54歳で亡くなってしまいました。七年も前のことですがしっかりと覚えています。

ある日、父から小学校に電話が来ました。迎えに来た車はそのまま病院に向かっていました。車の中で父は「もう少しでパパ死んじゃうよ」と言いました。私は、身近な人が亡くなるという経験がそれまでありませんでした。だから、自分が置かれた状況がよくわかっていませんでした。病院の部屋では母が泣いていました。私が来たことに気付いた母は、最後に一言言いなさい、と私に言いました。そのときの私は、周りに人がいて聞いていることが気になり、とっさに「洋服いっぱい買って来てありがとう」と言ったのです。

中学校に入り、毎年開かれる「命の大切さ集会」で、子どもを事故でなくした方のお話をうかがいました。そのとき心に響いた言葉が、「人はいつ死ぬかわからない」という言葉でした。中学生になり、昔よりも人の死というものについて考えるようになっていた私は、その言葉を聞いて祖母が亡くなったときのことを思い出しました。そして夜、そのことを母と話して

いると、母は言いました。「人は死ぬ直前も耳は聞いているんだよ」

ショックでした。それでは、祖母は亡くなる直前、私のあの言葉が聞こえていたのか、あれが孫からの最後の言葉だったのかと。どうしてあんなことを言ったのだろう。もっと伝えたい気持ちがあったのに。このとき私が初めて気付いたのは、「思いはそのときに言葉にして伝えなければいけないのだ」ということです。やっと気付けたのに、私は祖母に伝え直すことはもうできません。それでも、今伝えることができる相手がいるのです。

私は中学校一年生の時、少しの間親に反抗していました。ささいなことでもイライラして、両親に対して暴言を吐いてしまっていました。両親はそんな私をいつも受け止めてくれていました。きっと、言いたいこともたくさんあったのだろうと思います。しかし私のことをずっと支え続けてくれた両親に、私はまだ謝ってもいないし、感謝も伝えていないのです。

私のように、「いつかそのうち」と考えて、両親に思いを伝えていない中学生はたくさんいるのでしょう。しかし、命の大切さ集会でお話を聞いたように、誰がいついなくなるのかは誰にもわからないのです。私は今、一日の報告を祖母の写真の前でするようにしています。祖母に思いを伝えられなかった後悔は、今も私の中にあります。だからこそ、今声が届くところにいる両親や友だちに、もっと感謝の言葉を伝えながら、生活していこうと思っています。

「一つの命の大切さ」

秋田県立西仙北高等学校3年
加藤 明日香



私は「命の大切さ学習教室」で遺族にとって被害者の命がどれだけ大切であったかが分かりました。二十歳という若さで突然命を落とし、元気な姿で家族の前に戻ってくることができなかった娘さんの話を聞きました。二度と会えないという現実を受け入れることができなかったと思います。しかし、現実には現実でした。どんなに辛く、苦しかったことか。想像すると私は、とても怖くなってしまいました。

私が小学校六年生の時、同じクラスの子が病気で亡くなってしまいました。校長先生から亡くなったと知らせを受けた時、「なぜもっと話をしなかったのだろう。」「なぜ病気に気づいてあげられなかったのだろう。」と、とても後悔しました。後悔してもその子は二度と教室に戻ってくることはありませんでした。

命は全て同じです。交通事故だから、殺人事件だから、仕方がないと言われるのは違うと思います。一度失ってしまうと戻りません。加害者は禁固三年という短い期間で世の中に戻ることができ、新しい道を進んでいくこともできます。しかし、被害者は戻りません。そして遺族は、子供の将来を奪われ、成長を見届けることができません。命をお金と同じく扱われることが一番悔しいと三浦さんは語っていました。亡くなった人は死亡届を出され、名前や存在を消され、生きていたことすら世の中から消されるのです。今、この日、この時間を生きていたはずなのです。

日本では毎日誰かが交通事故の被害に遭って、死者0の日が無いと聞き、とても悲しいです。たった一つの命が奪われている。普段の生活での油断が人生を左右してしまうかもしれない。奪われた人は命を戻

して欲しいということしか望まない。どんなに高額なお金を払われてもその人は戻ってこない。命をお金に変えられることは被害者遺族をもっと苦しめることになると思いました。

また、犯罪被害者の交流を通し、同じ想いを抱えている人たちが支えあい生きているということも知りました。それはとても良いことだと思います。この交流で心が救われた方がたくさんいると思います。人と人が助け合い生きていくことはとても重要な事でこれからも続いていってほしいと思います。

三浦さんの話を聞いて、心がけたい、このように生きたいと思ったことがあります。まず、「これぐらい大丈夫だと思わないこと。」普段の生活でもありがちな「これぐらい」というのをやめる努力をしたいと思います。次に、「信頼できる相手を探すこと。」学校でいつも一緒にいる友達に何でも話せるようになり、何でも話を聞いてあげられるようにしたいです。三つ目は、「身の回りで起きた事故・事件を忘れないこと。」人の命は一度失くなると戻りませんが、人から忘れられる時にもう一度死を迎えるのだそうです。忘れずに、教訓としたいです。

今、自分が感じられる楽しいこと、辛いこと、苦しいこと、悲しいことはすべて生きているから体験できています。それを忘れずに、一日一日を大切に、交通ルールを守り、責任ある行動を取らねばなりません。また、私たち高校生は卒業後、車を運転する人が多いと思います。調子に乗ってスピードを出したり、信号無視をしたりして事故を起こすことは、絶対にしたくありません。油断をせず、安全運転を心がけたいです。

当たり前の日々が当たり前だと思わず、自分の命は自分で守り、普段の生活を見直し、親が命をかけて産んでくれた、たった一つの自分の命を大切に生きたいと思いました。

優秀賞を受賞されたのは次の方々です。

能代市立東雲中学校3年 寺田 華純さん 秋田県立西仙北高等学校3年 佐々木 航平さん

県民のつどい風景



自助グループパネル展示



ミニ・生命のメッセージ展



コンサート

広報・啓発活動について

●ミニ・生命のメッセージ展

ミニ・生命のメッセージ展は、秋田県庁、秋田市役所、秋田ぼぼろーど、エリアなかいち「にぎわい交流館」、鹿角市「コモッセ」、イオン中仙のほか大館市、湯沢市など県内各地で開催されました。



秋田市役所



秋田駅ぼぼろーど

●各地でキャンペーン

県内各地で開催したバザーや街頭キャンペーン、秋田県警察音楽隊定期演奏会場等では多くの方々からご厚意をいただきました。



遊学舎まつりでのバザー(10月2日)



秋田県警察音楽隊定期演奏会でのキャンペーンと募金活動(11月12日)



秋田被害者支援センターの活動

交通事故や犯罪等の被害にあわれた方々の「支援組織」として設立された民間団体です。当センターは、支援活動員や弁護士、医師、臨床心理士等の専門家によって支えられています。

●電話相談●



相談無料・秘密厳守
安心してお話しください。

●面接相談●



主に犯罪被害相談員
が対応します。
必要に応じて専門家
によるカウンセリング
や法律相談も。

●直接的支援●



希望に応じて警察や
裁判所・病院などに
付き添います。

●自助グループ●

「交通死亡事故被害者の会」



被害に遭われた方や
ご遺族の交流の場を
提供し、活動を支援
します。

その他の活動

- ◆特別支援 ◆犯罪被害者等給付金申請補助
- ◆広報・啓発活動 ◆支援員の育成

支援の中で

傾聴のワンポイントとして、相談者の方が、安心してお話しできるように、心境に寄り添って聞くように心がけています。
S相談員

(公社)秋田被害者支援センターの活動を支える賛助会員募集

私たちの活動は、皆様の賛助会費で支えられています。支援活動員は、ボランティアです。賛助会員の方には、「センターだより」を送付致しております。

(公社)秋田被害者支援センターの活動の趣旨にご賛同いただき、ご支援いただくものです。

- ◆個人：1口 1,000円
 - ◆法人又は団体：1口 5,000円
 - ※1口以上、何口でもけっこうです。
- (各口座共通) 公益社団法人秋田被害者支援センター
秋田銀行 本店 普通 No.476400
北都銀行 本店 普通 No.0953069
郵便振替口座 No.02220-6-80225